

《被災地ボランティア活動給付金のご案内》

安城市・安城市社会福祉協議会では、被災地ボランティア活動に対する宿泊費と交通費の一部を給付しています。

1 給付対象者 ※以下をすべて満たす必要があります。

- ・安城市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録し、ボランティア活動保険に加入済みの方
- ・活動日以前から安城市に在住し、住民基本台帳に記録されている方
- ・市税の滞納のない方
- ・暴力団員又は暴力団と関係がない方
- ・過去に交付決定の取り消しを受けていない方

2 対象活動

- ・災害救助法が適用された地域（対象地域）の社会福祉協議会、災害・復興ボランティアセンター、又は対象地域の支援を行うNPO法人等の要請を受けた活動、又は受け入れを承諾された活動
- （対象外）
- ・政治、宗教を乱すおそれのあるもの
 - ・公の秩序を乱すおそれのあるもの
 - ・他の同様の給付金の交付を受けているもの
 - ・災害救助法で認定された日から5年後の年度末以降に行う活動

3 対象経費

宿泊費と対象地域（市区町村役場）までの交通費の一部を支給します。

【宿泊費】

被災地ボランティア活動に従事した日とその前日に宿泊施設に宿泊した場合に、3泊を限度とし、1泊につき3,000円または実際に支払った額のいずれか低い額（百円未満は切り捨て）を支給します。

※宿泊費の領収書は、氏名（申請者または申請書記載の代表者）・宿泊者1名当たりの金額・宿泊日・宿泊人数・宿泊施設名・宿泊施設住所が記載されたもの発行してもらってください。

※対象となる宿泊地は、対象地域のある都道府県内と隣接する都道府県内に限ります。

【交通費】

市職員旅費規程に定める額の2分の1、または合理的かつ経済的な往復経路にかかった費用(実費)の2分の1のいずれか低い額(百円未満は切り捨て)を支給します。

実費とは・・・

- ・公共交通機関(航空機、鉄道、路線バス等)を利用した場合、その利用料
- ・自家用車等を使用した場合、有料道路利用料と対象地域までの距離数に10円を乗じた額

※交通費の領収書は、利用日、領収日、領収金額が記載されているものに限り、
高速道路料金については、利用期間及び利用区間の記載されている領収書又は利用証明書

交通費の上限額

活動地域	上限額
北海道、青森県、秋田県、岩手県、長崎県 熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	20,000円
上記以外の都道府県	15,000円

4 申請から支払いまでの流れ

①申請書類の提出 ※活動に従事した最終日から90日以内に提出してください

- ・指定の申請書兼請求書
- ・対象地域の社会福祉協議会、災害・復興ボランティアセンター、又は対象地域の支援を行うNPO等が発行するボランティア活動証明書
- ・宿泊費、交通費(ガソリン代を除く)を証明する領収書原本
- ・アンケート

②給付決定通知の送付

③給付金の振込 ※申請日の翌月中に給付します。

問い合わせ先

安城市社会福祉協議会 総務課事業係 TEL 77-2941